

「電子取引」の証憑は電子保存が義務に **※ただし宥恕措置が折り込まれました。**  
(令和3年度税制改正)

Q2. 令和4年1月1日から、電子取引の情報はデータで保存する必要があるとのことですが、対応しなかった場合、何か不都合は生じるのでしょうか？

A2. 法人・個人事業者ともに、令和4年1月1日から電子取引の取引情報は電子データで保存することが法律上義務化されています。これに対応していないことが税務調査等で明らかになった場合、青色申告の承認が取り消され、税務上不利な取り扱いを受ける可能性があります。

① 令和4年1月1日から電子取引はデータ保存が義務に

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、電子データのまま保存することが義務づけられました（改正電帳法附則82⑥）。

これまでは、電子取引の情報（例えばPDFで送られてきた請求書や領収書）について、紙に印刷して保存する対応をしているケースが多かったと思われます。しかし、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、出力した書面等による保存をもって電子取引データの保存に代えることはできなくなります。

② 電子での保存に対応しないと青色申告の承認取消しの可能性も

電子取引データについて要件を満たさず保存している場合や、電子取引データを紙に印刷して保存している場合には、保存すべき電子取引データの保存がなかったものとして、青色申告の承認の取消しの対象となり得ます。

**電子取引に関して宥恕措置（2年間） 宥恕…「許してもらえる」というような意味**  
(令和4年度税制改正)

令和4年度税制改正で、「令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データを書面に出力して保存し、税務調査等の際に提示又は提出ができるようにしておいていただければ差し支えありません」とされました。

これは、電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮したためとされており、やむを得ない事情がある場合に限り適用される措置ですが、国税庁のQ&Aによれば、「仮に税務調査等の際に、税務職員から確認等があった場合には、各事業者における対応状況や今後の見通しなどを、具体的でなくても結構ですので適宜お知らせいただければ差し支えありません」とされており、実質的にはおとがめなし、ということになると考えられています。

※令和6年1月1日以降は、この宥恕措置は効力を失い、上記電子取引は電子データ保存が義務となります。